

募集

大津町非常勤職員・臨時職員・登録制業務補助員募集(4月採用分)

●問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

非常勤職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
保育士	大津保育園 または分園	月～金のうち週4日 (まれに土日勤務の可能性あり)	8:45～17:00を 基本に週29時間	保育士	有	有	任用期間1～3年、 月額132,000円
徴収事務補助員	税務課	月～金	8:30～17:15の うち5時間30分		無	有	任用期間1～3年、 月額85,100円
地域相談支援員	福祉課	月～金	8:30～17:15の うち5時間30分	社会福祉士、 介護支援専門員、 看護師のいずれか	無	有	任用期間1～3年、 月額5,678円
看護師	陣内幼稚園	月～金	8:30～17:15の うち5時間30分	看護師	無	有	任用期間1～3年、 月額5,280円
外国語講師 (小学校)	町内小学校	月～金 (開校時のみ)	8:00～17:00 のうち4時間	講師経験	無	有	任用期間1～3年、 月額10,000円
外国語講師 (中学校)	町内中学校	月～金 (開校時のみ)	8:00～17:00の うち7時間	講師経験	有	有	任用期間1～3年、 月額280,000円
学習支援指導員	町内小中学校	月～金 (開校時のみ)	8:00～17:00の うち5時間45分	学校教諭免許	有	有	任用期間1～3年、 月額9,000円
特別支援補助員	町内小中学校	月～金 (開校時のみ)	8:00～17:00の うち5時間30分		無	有	任用期間1～3年、 月額5,029円
学校生活支援補助員	町内小中学校	月～金 (開校時のみ)	8:00～17:00の うち5時間30分		無	有	任用期間1～3年、 月額5,029円
体育館施設管理 ・受付補助員	総合体育館	月～金	8:30～17:15の うち5時間30分		無	有	任用期間2年、 月額82,800円
人権教育推進員	人権推進課	月～金	8:30～17:15の うち5時間45分		有	有	任用期間1～3年、 月額140,000円
人権啓発福祉 センター指導員	人権啓発 福祉センター	月～日のうち 週5日	8:30～17:15の うち5時間45分		有	有	任用期間1～3年、 月額140,000円
人権啓発福祉センター 人権福祉指導員	人権啓発 福祉センター	月～日のうち 週5日	8:30～17:15の うち5時間45分		有	有	任用期間1～3年、 月額142,700円
人権啓発福祉センター 児童厚生員	人権啓発 福祉センター	月～日のうち 週5日	8:30～17:15の うち5時間45分		有	有	任用期間1～3年、 月額140,000円
人権啓発福祉センター 事務補助員	人権啓発 福祉センター	月～日のうち 週5日	8:30～17:15の うち5時間45分		有	有	任用期間1～3年、 月額98,000円
工業用水道 事務補助員	浄化センター	月～金	8:30～17:15の うち5時間30分		無	有	任用期間1～3年、 月額85,400円
建築監督業務補助員	都市計画課	原則、月～金 (休日、夜間の場合有)	8:30～17:15の うち5時間45分	簿記1級	無	有	任用期間1～3年、 月額208,800円

臨時職員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
一般事務	本庁ほか	月～金	8:30～17:15 のうち ①5時間30分 ②7時間30分	なし	①無 ②有	有	任用期間6カ月以内 (更新の可能性あり)、 ①月額4,140円 ②月額5,835円
特別支援補助員 (看護師資格有)	町内小中学校	月～金 (学校開校時のみ)	8:00～17:00の うち6時間30分	看護師	有	有	任用期間6カ月(更新あり)、 月額6,240円
給食調理員	学校給食 センター	月～金のうち 週4日	8:30～16:45	調理師か実務 経験2年以上	有	有	任用期間:7月末まで (更新なし)、月額7,650円
精神保健福祉士	学校教育課	週1日程度	8時間以内	精神保健福祉士	無	無	任用期間6カ月(更新あり)、 時給3,160円

登録制業務補助員

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	社会保険	雇用保険	備考
司書補助員	おおづ図書館	週1日程度 (土・日・祝の いずれか)	8:30～18:15の うち7時間45分	なし	無	無	登録期間1年、 月額6,000円
保健師・看護師・ 歯科衛生士・栄養士	健康保険課	月2日程度 (健診時のみ)	主に 13:00～17:00	保健師、看護師、 歯科衛生士、栄 養士のいずれか	無	無	登録期間2年、 時間賃金

- 申込期限 3月16日(月)
- 受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝を除く)
- 申込方法 履歴書および資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
- 任用開始 平成27年4月1日以降
- その他 ①**申込者については3月21日(土)、22日(日)に面接を実施予定です**(登録制業務補助員は書類選考のみを予定)。
②募集の詳細などは変更になる場合があります。不明な点はお気軽にお尋ねください。

国保

平成27年度の新しい国民健康保険証を発送します

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

新しい保険証の有効期間は平成27年4月1日～平成28年3月31日

毎年3月末に行っている保険証の更新は、郵便局の「簡易書留」の郵送で行います。簡易書留とは、申し込みをした時間と届いた時間を記録する郵便です。郵便局員から手渡しで配達され、受け取りには、受領印が必要ですので、確実にお届けする事ができます。また、更新に伴い有効期限を過ぎた保険証は、各自適正に処分してください。

▼郵送期間
3月中旬～3月31日(火)
※3月中に受け取れなかった場合は、4月1日(水)以降に、役場健康保険課国保・医療係の窓口でお受け取りください。
▼窓口交付に必要なもの
・印かん
・本人確認書類
(免許証や保険証など)
・委任状
(別世帯の人が受け取る場合)
※事前に窓口交付を申請している人は、3月9日(月)から受け取りができます。
※退職者医療制度に該当する人は、保険証の色は同じで、退職被保険者証と表示しています。

国保

国民健康保険の届出はお済みですか？ 14日以内に届出を

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国民健康保険に加入するとき・やめるときは届出が必要

国民健康保険は、他の健康保険(職場の健康保険、後期高齢者医療制度)に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人が住所地で加入します。健康保険の切り替えは自動的にには行われませんので、取得・喪失などの変更があったときには、14日以内に役場健康保険課国保・医療係へ届出てください。

○届出が遅れると……
◆加入の場合
加入資格を得た日(他の健康保険の喪失日)までさかのぼって保険税を納める必要があります。

◆やめる場合
他の健康保険加入後に、国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が負担した医療費・健診などの助成金を返還しなければいけなくなります。さらに、国民健康保険の保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうこととなりますので、ご注意ください。

▼大津町国民健康保険を喪失した後は
社会保険に加入しない場合は、喪失手続きの際に交付される「資格喪失証明書」を持って、住所地の役所で国保加入の手続きを行ってください。

▼修学のために転出したとき
大津町の国民健康保険の資格を持つ学生で、修学のために町外に転出した場合、申請すると特例として引き続き大津町の国民健康保険に加入することができます。

▼学校を卒業したとき、在籍しなくなったとき
住民票が町外にある場合は、大津町の国民健康保険には加入できませんので、喪失手続きが必要です。
また、就職して職場の健康保険に加入した場合も同様に国民健康保険の喪失の手続きをしてください。

町外に在住の学生用保険証の交付・更新などの届出について

	どんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき(職場の健康保険に加入していない場合)	・転出証明書 ・印かん
	職場の健康保険をやめたとき(扶養からはずれたとき)	・職場の健康保険(社会保険など)をやめた証明書※ ・印かん ※健康保険資格喪失証明書や離職票など、誰がいつ、どの健康保険をやめたかがわかる証明書が必要です。
やめるとき	他の市町村に転出するとき	・国民健康保険証(全員分) ・印かん
	職場の健康保険に加入したとき(扶養に入ったとき)	・国民健康保険証(全員分) ・職場の健康保険証(全員分) ・印かん
保険証手続き	修学のために町外に転出した時	・学生証や在学証明書 ・印かん
	学校を卒業したとき(在籍しなくなったとき)	・卒業証書などの卒業した日がわかるもの(または除籍日がわかるもの) ・国民健康保険証 ・印かん